

〔研究報告〕

私益信託における信託終了の効果

井 土 嘉 弘

目次

1. はじめに
2. 帰属権利者の意義と範囲
 - (1) 帰属権利者の意義
 - (2) 指定帰属権利者の範囲
 - (3) 法定帰属権利者の範囲
 - (4) 原信託終了後における帰属権利者と原信託の受益者の差異
 - (5) 原信託存続中における帰属権利者と原信託の受益者の差異
3. 法定信託の性質
 - (1) 原信託の受益者が受益者である法定信託
 - (2) 帰属権利者が受益者である法定信託
4. 残存信託財産の帰属
 - (1) 基本的な帰属順序
 - (2) 法定信託終了後に強制執行等があった場合
5. 信託事務の最終計算の基準時点と承認権者の関係
 - (1) 最終計算の承認権者
 - (2) 信託終了の態様と最終計算の関係
 - (3) 最終計算の基準時点と承認権者の関係
6. おわりに

1. はじめに

信託は一定の信託終了事由の発生により終了することとされている⁽¹⁾。そして、信託が終了した場合には、信託法の規定により次のような効果が発生する。

- ① 信託終了時点で残存している信託財産は、信託行為に帰属権利者の定めがあるときはその者に帰属し、その定めがないときは委託者又はその相続人に帰属する（第62条）。
- ② 信託財産がその帰属権利者に移転するまでは、信託はなお存続するものとみなされる（第63条）。
なお、この場合の信託は、一般に「法定信託」と呼ばれている。⁽²⁾
- ③ 第三者が信託財産に対して行っていた強制執行等や、受託者が信託財産に関する補償請求権等に基づいて行う強制執行等は、信託の終了によって信託財産が受益者等に給付された後においても行うことができる（第64条）。
- ④ 受託者は、信託事務の最終計算を行い、受益者の承認を得べき義務を負う（第65条）。

すなわち、信託終了事由が発生すると、原則的にはその発生時点で委託者、受託者、受益者、信託財産といった信託をめぐる法律関係が消滅することになるが、信託法は、受託者のもとに信託財産（厳密には信託財産であった財産）が残存する場合には、その財産がその帰属権利者に移転する迄の間は信託が成立しているものとみなし、帰属権利者を受益者とみなすことによって、信託終了後においても、その財産の帰属権利者を保護することとしている。また、信託法は、信託財産に対して既に強制執行等を行っていた第三者や、信託財産に関して負担した費用、もしくは信託事務を処理するために自己に過失なくして受けた損害の補償、又は報酬を受ける権利を有する受託者の保護をも図っているのである。

法定信託が発生するのは、いうまでもなく原信託の終了時において信託財産が残存する場合であるが、これには、原信託の受益者がその享受すべき信託の利益を全て享受済みである場合と、未収である場合とがある。そこで、法定信託において保護されるべき帰属権利者には次の3者が該当すると解されている。

- ① 残存した信託財産の中に未収財産のある原信託の受益者⁽³⁾
- ② 信託行為の中で帰属権利者として委託者から特に指定された者

私益信託における信託終了の効果

③ 信託法に帰属権利者として規定されている委託者又はその相続人⁽⁴⁾

これらの者はいずれも、原信託の終了後において信託財産の給付を受けるという点で共通しているが、その信託財産を収受しうる権利の取得時期やその権利の優劣などの点では差異が見受けられる。そして、このような差異がある以上、信託法におけるこれらの者に対する保護の仕方や受託者の責務などもおのずと異なってくると考えられる。

そこで本報告は、帰属権利者と原信託の受益者の権利の差異に着目して、私益信託における信託終了の効果について、①帰属権利者の範囲、②法定信託の性質、③残存信託財産の帰属⁽⁵⁾、④信託事務の最終計算の基準時点とその承認権者などの検討を行うものである。⁽⁶⁾

(1) 信託終了事由の例としては、次のようなものが挙げられる。

- ①信託行為の中で定めた事由が発生したこと（信託法第56条）。例えば、信託の存続期間を定めた場合の期間満了などである。
- ②信託目的が達成されたこと（信託法第56条）。
- ③信託目的が達成不能になったこと（信託法第56条）。
- ④信託が解除されたこと（信託法第57, 58, 59条）。

(2) 法定信託は、当事者の任意によることなく法が信託の成立を強制することによって発生する信託であり、我が国では、原信託の終了時に信託財産が残存する場合に受託者に引続き受託者としての責務を負わせて、帰属権利者の財産を保全し、信託事務の残務処理を完全なものにするための法定信託が認められているだけである（松本崇『特別法コンメンタール信託法』285頁参照）。したがって、例えば、原信託の信託目的が信託財産を積極的に運用してその増殖を図ることであった場合でも、また、未成年者、高齢者、障害者などの扶養であった場合でも、原信託の終了事由が発生した以上、法定信託における信託目的は「残存した信託財産をその帰属すべき者に対して可及的速やかに移転すること」が主目的になる。

そして、それに伴って受託者の権限も縮減され、残務の処理、残存信託財産の帰属権利者への移転、対抗要件の具備、それらが完了するまで信託財産を保存し、適当に収益をあげることに限られることになる（松本崇・前掲書287頁参照、四宮和夫『信託法(新版)』353頁、Scott, §§344, 355参照）。

なお、英米法と日本法とでは設定信託と法定信託の区別が異なっている。（四宮・前掲書39頁，海原文雄「信託の分類に関する一提言」法政研究（九州大学）46巻2・3・4合併号 373頁以下参照）。

- （3） 例えば、「まだ給付を受けていない元本受益者」，「給付を受ける権利がまだ残っている収益受益者」などである（四宮・前掲書 352頁参照）。
- （4） 委託者又はその相続人が帰属権利者となる法定信託は，一般に復帰信託と呼ばれている。

なお復帰信託と法定信託とは異なるとする見解もある（戸塚登「復帰信託（Resulting Trust）」信託復刊43号16頁参照）。

- （5） 本稿においては，「残存信託財産」とは，原信託の終了時点で残存している信託財産全体又はそのうち原信託の受益者に給付されるべきものを表すこととし，原信託の終了時点で残存している信託財産のうち帰属権利者（原信託の受益者を含まない）に給付されるべきものは「残余財産」と呼ぶこととする。
- （6） 公益信託の場合は，主務官庁が関与しており，また，いわゆるシ・プレー原則によって，信託終了時の残余財産を主務官庁の判断で類似の目的に転用することが認められており，信託終了の場合に問題が生じることは少ないと思われるので，本稿においては検討の対象を私益信託に限定して行うこととした。

なお，シ・プレー原則については，中野正俊「英法における Cy-près Doctrine（所謂可及的近似解釈の原則）について」信託104号87頁以下，及び同「英法における Cy-Près 原則について」信託法研究第2号91頁以下参照。

2. 帰属権利者の意義と範囲

（1） 帰属権利者の意義

帰属権利者とは，信託終了の場合に残存した信託財産の帰属すべき者をいう。信託法第62条は，「信託終了ノ場合ニ於テ信託行為ニ定メタル信託財産ノ帰属権利者ナキトキハ其ノ信託財産ハ委託者又ハ其ノ相続人ニ帰属ス」と規定しており，この規定から，信託行為の中で，委託者が信託終了の場合における残存信託財産の帰属権利者を定めているときは，その指定された者が帰属権利者であり，そのような定めがないときは，委託者又はその相続人が帰属権利者になるとされている。そして，委託者から指定された帰属権利者は「指定帰属権利

者」，信託法の規定による帰属権利者である委託者又はその相続人は「法定帰属権利者」と呼ばれている。

（２） 指定帰属権利者の範囲

指定帰属権利者とは，信託行為の中で，信託終了の場合における残存信託財産の帰属権利者として委託者から指定された者である。指定帰属権利者は，信託行為において委託者から指定されて信託の利益を享受するという点で受益者と類似しており，原則的には受益者の適格要件が指定帰属権利者にもあてはまると考えられる。

したがって，委託者が帰属権利者として指定することができる者は，原則として信託財産を直接享有しうる権利能力を有する者であれば誰でもよく，さらに，権利能力のない社団，信託設定時において未存在の者，不特定の者も認め⁽⁷⁾られる。

しかし，法定信託は原信託終了後の暫定的な信託であり，原信託の残務処理を適正かつ円滑に解消すべきであるため，帰属権利者として指定された者が原信託の終了時において未存在又は不特定である場合には，その者をいつまでも指定帰属権利者の地位にとどまらせておくことや，その者が存在し，又は特定されることとなるときまでの間，法定信託を存続させることは合理的でないと思われる。また，原信託の終了時において，残存信託財産につき，「法令ニ依リ或財産権を享有スルコトヲ得サル者」に該当する者は，たとえ帰属権利者として指定されたとしても，その信託財産を取得することは認められ⁽⁸⁾ない。すなわち，これらの場合には，原信託の終了時において指定帰属権利者に該当する者はいないことになる。

したがって，指定帰属権利者として残存信託財産を収受しうるのは，委託者が帰属権利者として指定した者のうち，原信託の終了時において現存し，かつ特定され，さらにその信託財産を享有することが法令で禁止されていない者に限られる。

なお，残存信託財産の中に，未収財産のある原信託の受益者も，特にこれを

制限する事由のない限りは、指定帰属権利者に該当すると解す説が有力である。この見解は、信託財産から信託目的にしたがって給付を受けることだけでなく、原信託終了後に残存した信託財産の帰属を受けること自体も、信託の利益享受の一形態であるとするものであり、⁽⁹⁾「原信託の終了事由が発生した後に信託財産を取得する者」という観点から帰属権利者をとらえているものと思われるが、この見解については後に異論を述べたい。

(7) 四宮・前掲書122, 125, 128頁参照。

(8) 信託法第10条。松本・前掲書83頁以下参照。

(9) 松本・前掲書283頁参照。

(3) 法定帰属権利者の範囲

法定帰属権利者とは、「信託行為ニ定メタル信託財産ノ帰属権利者ナキトキ」の信託財産の帰属権利者として信託法によって規定されている者である。この「信託行為ニ定メタル信託財産ノ帰属権利者ナキトキ」とは、上記(2)から、委託者が信託行為の中で残存信託財産の帰属権利者を定めなかったとき、及び帰属権利者を定めたが原信託の終了時においてその該当者がいないときであると解することができる。いわば法定帰属権利者は、信託法が予定している信託財産の帰属主体として最終の者である。

そして、信託法が残余財産を委託者に帰属させることとしているのは、信託行為の中にその信託財産の帰属主体の定めがなかったとしても、受託者にそれをそのまま保有させるのが委託者の意思とは考えられず、信託設定者であり、財産出捐者である委託者に復帰させることが当事者の意思と推定され、また公平にも合致するからである。⁽¹⁰⁾また、委託者の相続人も、法定帰属権利者とされているのは、この委託者の受託者に対する残余財産給付請求権は財産権として相続性が認められるからである。

このことから、法定帰属権利者への残余財産の帰属は、財産を贈与的に給付するものではなく、当初の出捐者に返還する、という性格のものであるといえ

る。したがって、信託終了事由の発生時点において信託財産の出捐者である委託者が生存している場合には、委託者が法定帰属権利者であり、その時点で委託者が既に死亡している場合には、委託者の相続人が法定帰属権利者になる。

そこで法定帰属権利者の範囲であるが、委託者については特に議論は要しないものと思われる。信託設定者と財産出捐者とが異なる信託⁽¹¹⁾もあるが、その場合には信託法が残余財産を委託者に帰属させている理由から、財産出捐者に対して返還するのが妥当と考える。次に「委託者の相続人」については、相続人の範囲や判定に関する規定が信託法には置かれていない以上、その範囲は民法の相続編の規定により判断するのが妥当と思われる。もちろんこの場合の相続人とは、単に相続権を有する者をいうのではなく、実際に被相続人の権利義務を承継した相続人である。すなわち、法定帰属権利者となりうる「委託者の相続人」は、委託者の推定相続人の中から、相続を放棄した者、欠格事由に該当する者、廃除された者が除外され、包括受遺者となった者が含まれることにな⁽¹²⁾る。そして、相続人が数人いる場合には、その残余財産の返還請求権は共有に⁽¹³⁾属するので、その全員が法定帰属権利者となりうる「委託者の相続人」に該当することになる。しかし、相続人が数人いる場合において、そのうちの一人だけがその残余財産給付（返還）請求権を承継したときは、その一人だけが法定帰属権利者となりうる「委託者の相続人」に該当することになる。

問題となるのは、信託期間が長期にわたる信託において、まず委託者が死亡し、後日さらに当該信託終了の際には法定帰属権利者となりえたはずの「委託者の相続人」も死亡し、その後に信託終了事由が発生したような場合における法定帰属権利者となりうる「委託者の相続人」の範囲である。すなわち、便宜的に委託者の死亡によって残余財産給付（返還）請求権を承継した者を委託者の「第一次相続人」と呼び、その「第一次相続人」の死亡によって当該権利を承継した者を「第二次相続人」と呼ぶこととすると、信託法第62条に規定する「委託者の相続人」の範囲は、委託者の「第一次相続人」に限られるのか、それとも「第二次相続人」及びそれ以降の相続人まで含まれるのか、ということである。

「第二次相続人」及びそれ以降の相続人まで含まれるとすると、「第一次相続人」が複数であり、さらに「第二次相続人」も複数である場合には、「委託者の相続人」に該当する者が多くなり、意思の統一を図ることが困難になって法律行為を行う上で何かと面倒なことが生じることになる。また、「第三次相続人」、「第四次相続人」というように、委託者との関係がかなり希薄な者まで含まれてしまうことになる。

しかし、委託者の「第一次相続人」が一人だけで、さらに「第二次相続人」も一人だけという場合を考えると、この場合は承継関係が明確であり、信託終了事由が発生した時点で既に「第一次相続人」が死亡しているときは、「第二次相続人」を法定帰属権利者と解すことに対して抵抗はないと思われる。この点から考えると、委託者との関係が希薄な者も含まれるとしても、また該当者の数が多くなり、法律行為を行う上で面倒な点が生じるとしても、相続人の範囲を民法の相続編の規定に基づいて判断する場合、委託者からの残余財産給付(返還)請求権の承継関係を否定しえない以上は、「第二次相続人」及びそれ以降の相続人を法定帰属権利者となりうる「委託者の相続人」の範囲から除外してよいことにはならないと思われる⁽¹⁴⁾。

したがって、信託法第62条に規定する「委託者の相続人」には、委託者の「第一次相続人」に限らず、「第二次相続人」及びそれ以降の相続人も含まれると解すべきであると思われる。

(10) 四宮・前掲書352頁参照。

(11) 中野正俊『信託法判例研究』11～22頁参照。

(12) 民法第891, 892, 893, 939, 990条。

(13) 民法第898条。なお、民法上「共有」と規定されているが、判例、学説は共有説と合有説とに分れている(我妻榮, 有泉亨『民法3 親族法・相続法』263頁以下参照)。

(14) ここでは、信託法第62条に規定する相続人の範囲及び権利のみを考えているが、監督的権利については、委託者の相続人の全員に対して(特に数代後の相続人まで)保有させることは認められないとする見解がある(遊佐慶夫『信託法制評

私益信託における信託終了の効果

論』85頁、佐藤仁『委託者の地位について—その承継性を中心として—』信託法研究第8号24頁以下参照)。

また、信託法改正試案では、委託者の相続人には現行信託法第62条により与えられる固有の実質的権利を除き、現行法におけるような委託者に準じた地位ないし権限は認めていない(辻正美『委託者の地位』信託法研究第10号48頁参照)。

(4) 原信託終了後における帰属権利者と原信託の受益者の差異

前述のように、「残存信託財産の中に未収財産のある原信託の受益者」も、特にこれを制限する事由のない限りは、帰属権利者に該当すると解す説が有力である。

この説の場合、「残存信託財産の中に未収財産のある原信託の受益者」は、原信託の終了事由の発生により受益者でなくなるが、それと同時に信託財産の帰属権利者となり、信託法第63条によって受益者と見做されることになる⁽¹⁵⁾。

しかし、信託法第61条に目を向けてみると、信託が解除された場合の信託財産の帰属について、「第57条又ハ第58条ノ規定ニ依リ信託ヲ解除セラレタルトキハ信託財産ハ受益者ニ帰属ス」と規定されており、ここにいう「受益者」は、「原信託の受益者」を指すと解される。仮に、信託が解除された時点で信託をめぐる法律関係が消滅し、原信託の受益者は受益者ではなくなり、帰属権利者として信託財産の給付を受けるという考え方をとるのであれば、同条は「受益者ニ帰属ス」ではなく、例えば「当該信託ノ解除前ニ於テ受益者テアッタ者ニ帰属ス」というように規定されていなければならないと思われる。したがって、同条の規定は、信託法第57条又は第58条の規定によって信託が解除された場合には、原信託の終了後においても、原信託の受益者は、帰属権利者としてではなく、あくまでも受益者として残存信託財産の給付を受けることができると解すことができる。

次に、このような解釈が信託の解除以外の信託終了事由の場合にも同様に可能であるか、信託法第63条において検討してみたい。なお、この検討は、残存信託財産の帰属について帰属権利者と原信託の受益者との関係を明らかにする

ものであるため、信託財産が負担すべき債務等がない場合を前提とする。

同条は、原信託の終了事由発生時に信託財産が残存している場合には、「信託財産カ其ノ帰属権利者ニ移転スル迄」という期限を設けて法定信託の成立を規定している。この規定によると、法定信託が終了となるのは、帰属権利者への財産移転が完了したときである。したがって、法定信託の終了が認識されるためには、帰属権利者に帰属すべき残余財産が確定される必要がある。

そこで、その残余財産の確定される時期であるが、原信託の終了時において、原信託の受益者が、その享受すべき信託の利益の全部を既に享受している場合及び受益権を放棄もしくは喪失した場合には、その原信託の終了時である。しかし、残存信託財産の中に原信託の受益者の未収財産がある場合には、残余財産が最終的に確定するのは原信託の受益者の利益を図った後になる。これは、原信託の終了時において残存信託財産の中に原信託の受益者の未収財産がある場合には、帰属権利者よりも原信託の受益者の保護の方が優先されるからである。すなわち、「信託の利益を享受しうる権利の取得時期」に着目すると、「残存信託財産の中に未収財産のある原信託の受益者」は、信託の存続中において既にその権利を取得済みであるのに対して、帰属権利者は、信託終了事由の発生時にはじめてその権利を取得する。したがって、「まだ給付を受けていない元本受益者」も「給付を受ける権利がまだ残っている収益受益者」も、たとえ原信託の終了事由発生後に信託財産を取得したとしても、その受益しうる権利自体は信託存続中に既に帰属が確定している。⁽¹⁶⁾さらに、原信託の受益者の利益は、信託行為の中で委託者が設定した信託目的によって本来的に保護されるの⁽¹⁷⁾に対して、指定帰属権利者の利益は、委託者が設定した信託目的のいわば副次的な部分によって保護されるにすぎず、また、法定帰属権利者の利益は、信託行為において原信託終了後の残余財産の帰属主体につき定めのない場合において、信託法が委託者の意思を推定することによって保護されるにすぎないのである。

このことから、帰属権利者と「残存信託財産の中に未収財産のある原信託の受益者」とは、ともに原信託終了時の残存信託財産を収受しうる権利を有する

私益信託における信託終了の効果

という点で共通しているが、その権利の取得時期については、帰属権利者が原信託の終了後であるのに対して、原信託の受益者は原信託存続中であるという点で相違する。また、法定信託において帰属権利者は受益者とみなされ、受益者と同様に保護されるとはいえ、両者の権利には信託目的に基づく優先劣後関係があり、帰属権利者に対して給付される財産が確定されるのは原信託の受益者の利益を図った後に限られるという点で、原信託の受益者の権利の方が帰属権利者の権利に優先される。

したがって、原信託の終了時において残存信託財産の中に原信託の受益者の未収財産がある場合には、帰属権利者に帰属すべき残余財産は、原信託の受益者がその未収分を収受するか否かで変動することから、それが最終的に確定するのは、原信託の受益者がその未収分の給付を受けた時点又は権利放棄もしくは消滅時効等⁽¹⁸⁾により受益権を喪失した時点である。

このように、「原信託の受益者は帰属権利者に該当しない」と解した場合においても、「信託財産カ其ノ帰属権利者ニ移転スル迄」という法定信託の存続期間には、原信託の受益者がその未収分の給付を受ける時点及び受益権を喪失する時点が含まれており、原信託の受益者の保護も図られていると考えることができる。換言すると、信託法第63条は、直接的には帰属権利者の保護を図ることを規定しながら、併せてそれより上位に位置する原信託の受益者をも保護する規定であると考えることができる。

以上の点から、信託法においては、「残存信託財産の中に未収財産のある原信託の受益者」は、原信託の終了後も帰属権利者としてではなく、引き続き受益者としてその未収分の給付を受けることができると解すことができ、したがって「残存信託財産の中に未収財産のある原信託の受益者」は帰属権利者に含まれずに、「信託行為の中で、帰属権利者として委託者から特に指定された者」及び「委託者又はその相続人」だけが帰属権利者に該当するという結論を導くことができる。

(15) 松本・前掲書283頁参照。

- (16) 特に元本受益者については、元本は収益獲得のための原資であるという性質上、信託財産の給付時期が原信託の終了事由の発生後になるのが普通であるが、それは、信託財産の給付時期が信託行為によって原信託の終了事由の発生時以降とされているだけであり、元本受益権自体は原信託存続中において既に元本受益者が取得している。
- (17) もっとも原信託の受益者が信託目的によって保護されるとはいっても、常にその享受しうる信託の利益が保証されるわけではなく、信託財産による制限があり、信託財産がゼロになれば保護されないのはいうまでもない。
- (18) 受益権が消滅時効にかかりうることについては、新井誠『財産管理制度と民法・信託法』50頁、四宮・前掲書354頁参照。

(5) 原信託存続中における帰属権利者と原信託の受益者の差異

以上の検討を踏まえて、改めて帰属権利者を定義すると、帰属権利者とは、原信託の終了事由の発生によってはじめて信託の利益を享受しうる権利を取得する者であり、委託者が設定した原信託の終了事由が発生した場合において、原信託の受益者の利益を図った後もなお信託財産が残存するという条件付きで信託の利益を享受しうる者であるといえることができる。すなわち、帰属権利者が有する権利は、信託続存中においては、原信託の終了後に残存する信託財産を取得しうるという一種の⁽¹⁹⁾期待権であり、この期待権は、原信託の終了事由の発生時において、信託財産が残存しない場合はそこで消滅するが、信託財産が残存した場合は残余財産の給付請求権に具体化する。但し、その給付請求権は、帰属権利者がそれを取得し、行使しても、必ずしも直ちにその給付を受けられるわけではなく、原信託の受益者の利益を図った後になおも信託財産が残存したときに限って給付を受けられるものである。

ところで、指定帰属権利者については、委託者の意思に基づいて信託の利益を享受しうる者であることから、信託存続中においても受益者としての保護を受けるものとすべきであるとする⁽²⁰⁾見解がある。

確かに指定帰属権利者は、信託行為において委託者から指定され、信託財産を取得しうる者であり、信託法第63条も信託財産が帰属権利者に移転されるま

私益信託における信託終了の効果

では、帰属権利者を受益者とみなし、受益者と同様の保護を図っている。しかし、それは信託終了の局面においてであって、信託存続中に関しては、信託法は帰属権利者を保護する規定を特には置いていない。

指定帰属権利者は原信託存続中においても原信託の受益者と同様に保護されるべきであるとする見解によると、信託法第8条の規定は、原信託の受益者は特定かつ存在しているが、指定帰属権利者が不特定又は未存在であるという場合にも、指定帰属権利者を保護するために信託管理人を置くことができると解されることになる。また、信託法第57条に基づく信託の解除も、第58条に基づく受益者による裁判所に対する信託解除の請求も、ともに複数の受益者が存する場合にはその全員の合意が要件の一つとされているが、指定帰属権利者の合意もその要件であると解されることになる。しかし、法定信託においてこれらの規定を考えると、まず信託法第8条については、原信託の終了事由が発生した場合に指定帰属権利者が不特定又は未存在であるときは、前述のとおり「信託行為ニ定メタル信託財産ノ帰属権利者ナキトキ」に該当すると解すべきであり、指定帰属権利者の保護を図るために、指定帰属権利者が特定され、又は存在することとなるまでの間、信託管理人を置くことができると解すべきではないと思われる。次に、信託法第57条及び第58条については、そもそも法定信託を解除するという自体ありえないことである。このように、指定帰属権利者が受益者とみなされることとなる法定信託においてでさえ準用されない規定が、原信託において準用されると解すことは妥当とは思われない。

したがって、信託法は、原信託存続中においては、指定帰属権利者を（もちろん法定帰属権利者についても）原信託の受益者と同等には保護しておらず、その保護については、専ら信託行為における委託者の意思によって図られるべきものと思われる。すなわち、委託者が、信託行為の中で、信託解除の要件に、指定帰属権利者の同意を得ることを加えたり、指定帰属権利者が不利益な扱いを受けないように監督的権利を発動することによってはじめて指定帰属権利者の地位を受益者の地位に近づけることができるのである。委託者が指定帰属権利者の保護を特に図っていない場合には、指定帰属権利者を原信託の受益者と

同等に保護することは、かえって原信託の受益者にとって不利益をもたらすことにもなり、さらには委託者の信託設定の意図を尊重しないことにもなると思われる。

以上のように指定帰属権利者と原信託の受益者に差異が認められる以上、両者を区別を明確にすることは、原信託の受益者の保護の方を重視する信託において重要なことであると思われる。

そこで、次に両者の区別が紛らわしい例を2つ挙げて、両者を区別する基準について考察したい。

〔例1〕

委託者Aが、信託行為において、「Bを収益受益者とし、一定の期間にわたって信託財産の運用による収益を給付し、信託期間の満了等の事由によって信託が終了した場合には、残存した信託財産は全てCに帰属する」と定めた信託の場合。

この例の場合、まずBが原信託の受益者（収益受益者）であることは説明を要しないと思われる。Cについては、Cの取得するものは「残存した信託財産」と表現されているが、その内容は、「元本」及び「Bに対する給付期間の経過後に発生した収益」又は「Bが受益権を放棄もしくは喪失した場合の収益」であると考えられる。そして、Cは、元本部分を受益する権利については原信託存続中において取得し、収益部分を受益する権利については原信託終了後において取得することになる。したがって、この場合Cは、『享受しうる信託の利益の内容』及び『その権利の取得時期』から見て、「元本受益者」であり、かつ「収益についての指定帰属権利者」であるといえることができる。

〔例2〕

委託者Aが、信託行為において、「信託設定当初5年間はBに対して毎月一定額を給付し、Bへの給付が終了したときは、その後の5年間はCに対して毎月一定額を給付し、さらにCへの給付が終了したときは、その時点の信託財産は全てDに給付する」というように連続受益者の定めを置いた信託の場合。

私益信託における信託終了の効果

まず、BとCについては、ともに信託目的に基づいて、受託者が保有する信託財産の中から毎月一定額の給付を受けることができる権利を取得する。したがって、BとCはともに、原信託の存続中に信託の利益を享受しうる権利を取得するため、原信託の受益者であると考えられる。

問題となるのはDについてである。

この例の場合、Bの受給期間の満了やBによる受益権の放棄もしくは喪失は、BからCへの受益者変更事由とでもいふべきものである。しかし、Cの受給期間の満了やCによる受益権の放棄もしくは喪失については、CからDへの受益者変更事由であるか、それとも原信託終了事由であるかは明らかではなく、信託目的や委託者の信託設定の意図により決定されるということができる。

Dに対する信託財産の給付につき、委託者の特別な意図が読み取れないとき、又は委託者の意図が原信託終了時の清算に主眼をおいたものであるときは、B及びCに対する給付までが原信託の信託目的であり、Dに対する給付は残務処理の目的又は副次的な目的でなされるものであると考えられる。また、その原信託の終了後は、その時点で残存する信託財産全体が可及的速やかにDに移転されることになるが、これはまさに法定信託における処理であるということができる。したがって、Dは原信託存続中には信託財産に対して権利を有しておらず、原信託の終了後に信託の利益を享受しうる権利を取得するため、受益者ではなく、指定帰属権利者である、と解することができる。

しかし、委託者の意図が、例えば優先する受益者への給付終了後に信託財産が残存する可能性が高く、Dの将来の生活の安定を図るなどの目的で、Dに対していくばくかの財産を給付したいというものであれば、Dに対する給付完了までが原信託の信託目的ととらえることができ、Dは原信託の終了事由発生前に信託の利益を享受しうる権利を取得するので、原信託の受益者であると解することができる。

このように、連続受益者の定めのある信託における後順位の受益者（特に最終の受益者）と帰属権利者の権利は、自己に優先する受益者の利益を図った後になお信託財産が残存する場合に限り、利益を享受することができるという点

で類似しているが、信託の利益を享受しうる権利の取得時期に着目した場合には、その時期が原信託存続中である者は原信託の受益者であり、原信託の終了事由発生後である者は帰属権利者であると考えられる。

以上の2つの例から、原信託の受益者と指定帰属権利者との区別については、『享受しうる信託の利益の内容（すなわち、受益権か、残余財産か）』、『信託の利益を享受しうる権利の取得時期（すなわち、原信託終了事由の発生前か、発生後か）』により判断することができるが、そのためには、「原信託終了事由の発生時期」「原信託の信託目的」、「委託者の信託設定の意図」などを把握する必要がある。

なお、委託者から指定帰属権利者に特権が付与され、原信託存続中においても原信託の受益者と同等の保護が図られていると解される場合には、両者の区別は大変困難なものになる。もっともこのような場合には、特に両者を区別する実益はないと思われる。

- (19) 信託行為に別段の定めがあって、受益権の帰属につき特別の条件・期限を定めたときは、条件成就、期限到来の前でも、信託行為の効力が一応発生した以上、受益者は、期待権者として民法第128、129、130条の保護を受けるとする見解がある（四宮・前掲書317、318頁、小林徳三郎「条件附受益権に就て」信託協会会報12巻5号42頁以下参照）。帰属権利者についても、一定の条件のもとに原信託終了後の残余財産給付請求権を取得し、いわば条件付きで信託の利益を享受しうることから、同様に期待権者として民法第128、129、130条の保護を受けるものと考えられることができると思われる。

また、中根不羈雄先生は、期待権とは現在の特定の状態が特定の条件の成就又は期限の到来まで継続することによって、特定の権利を取得すべきことを期待し得る権利である。信託終了前に於ける帰属権利者の権利は、条件付又は期限付権利であり、帰属権利者が信託終了迄其の地位を保持することによって残余財産が存在したならば之に付き特定の権利（受益権）を取得すべき事を期待し得る権利であるから一種の期待権であると言うことが出来る、と解している（中根不羈雄「信託帰属権利者の性質」法学協会雑誌第46巻第7号1157～1159頁参照）。

- (20) 四宮・前掲書307頁、森下利雄「受益者と帰属権利者の意義」信託研究第3集35頁参照。

3. 法定信託の性質

次に、法定信託の性質について検討を行うこととする。

原信託の終了事由が発生した場合において、信託財産が受託者のもとに残存するときは、信託法は、その信託財産が原信託の受益者又は帰属権利者に移転されるまでは信託が成立しているものとみなし、それらの者の保護を図ることとしている。しかし、前述のように、原信託の受益者と帰属権利者とは残存信託財産に対する給付請求権に差異が認められることから、信託法におけるその保護の仕方も相違するものと思われる。そこで、法定信託の性質についても、その受益者となる者が原信託の受益者であるか、それとも帰属権利者であるかによって異なるものと思われる。

(1) 原信託の受益者が受益者である法定信託の性質

残存信託財産の中に未収財産のある原信託の受益者は、原信託の終了後も引き続き原信託の受益者として、その未収分の給付を受けることができると考えられる。

これは、本来的には、信託終了事由の発生によって、原信託の信託関係は消滅するのであるが、残存信託財産の中に未収財産のある原信託の受益者が、その未収分の給付を受けるまでの間は、原信託が存続していると見做すことによるものである。⁽²¹⁾すなわち、この場合の法定信託は、原信託について時間的な面で擬制を行うものであり、原信託における当事者間の信託関係が、原信託の終了事由発生後も存続しているとみなすものである。⁽²²⁾

(2) 帰属権利者が受益者である法定信託の性質

帰属権利者は、指定帰属権利者であろうと、法定帰属権利者であろうと、残余財産の給付を受けるにあたっては、受益者と同様の保護を受ける。これは、

帰属権利者がその残余財産の給付を受けるまでの間は、帰属権利者を受益者、原信託の受託者をそのまま受託者、残余財産を信託財産として、これらの関係を信託関係とみなすことにより帰属権利者の保護を図るものである。すなわち、この場合の法定信託は、本来的には信託関係にない当事者間の法律関係を信託関係とみなすものである。

以上のように、原信託の受益者を保護するための法定信託は、原信託の存続を擬制するという性質のものであり、他方、帰属権利者を保護するための法定信託は、当事者間に原信託を基礎とする原信託とは別の信託関係を擬制するという性質のものである、ということができる。そして、これらの法定信託は、必ずしもその一方のみが発生するのではなく、原信託の受益者と帰属権利者の両者が残存信託財産についての給付請求権を有する場合には、その両方が同時に成立することになる。また、いずれの法定信託も、その信託目的は、残存している信託財産を可及的速やかにその帰属すべき者に移転することが主目的になる。

(22) 但し、原信託の存続を擬制するとはいっても、単なる期間延長ではなく、注(2)で述べたように信託目的は、残存信託財産をその受益者に対して可及的速やかに移転すること」が主目的となる。

(23) 松本崇先生は、「残存信託財産の中に未収財産のある原信託の受益者」も帰属権利者ととらえており、帰属権利者が「信託行為＝定メタル信託財産ノ帰属権利者」である場合は、法定信託を原信託（設定信託）の延長（元本処分ないし清算の段階）と考え、帰属権利者が「委託者又ハ其ノ相続人」である場合は、当事者の意思を推定し、また衡平の見地から、委託者への残余財産の復帰を図ることを目的としたいいわゆる「復帰信託（resulting trust）」に該当すると解されている（松本・前掲書287頁参照。同旨、四宮・前掲書353頁）。したがって、法定信託の性質を、法定信託の受益者が原信託の受益者及び指定帰属権利者である場合と法定帰属権利者である場合とに分けて論じている。

また、信託法改正試案第63条（信託終了の効果）の解説は、信託財産の帰属すべき権利者について、信託財産がその帰属すべき権利者に移転するまでは、受益

私益信託における信託終了の効果

者と見做し、受益者に関する規定を準用する旨を明文化した理由として、信託財産が受益者に帰属する場合には、原信託がそのまま存続するものと見做せば足りるが、信託財産が受益者以外の者に帰属する場合には、それだけでは足りず、その者を受益者として取り扱う必要が存するからであるとしており（中野正俊『信託の終了』信託法研究第10号68頁参照）、法定信託を、法定信託の受益者が原信託の受益者である場合と帰属権利者である場合とで分けているものと思われる。

4. 残存信託財産の帰属

信託終了の効果として、信託財産に対して既に強制執行等を行っていた第三者及び信託財産に対する補償請求権等を有する受託者は、信託財産が原信託の受益者又は帰属権利者に給付された後もその権利を行使することが認められている。そこで今度は、これらの第三者及び受託者の権利行使と原信託の受益者及び帰属権利者の権利との関係についての検討を行うこととしたい。

（1） 基本的な帰属順序

残存信託財産は、特別の事情がない限り、原則として次の順序で給付されるべきものと考えられる。そして、いずれかの段階で、その財産の全部の信託財産の給付がなされたときは、そこでその法定信託は終了となる。

① 債務や費用等への支弁

まずはじめに、残存信託財産は、その信託に関して負った債務、受託者が信託財産に関して負担した費用、受託者が信託事務を処理するため自己に過失なくして受けた損害、及び受託者の報酬の未払いがある場合にはその支払いに充てられる。

この場合において、残存信託財産が債務の返済に不足するときは、受託者は、債権者との関係においては債務者であるので、自己の固有財産からその不足分を支払うことになる。そして、残存信託財産が受託者のその立替え負担分に対

する支払いに不足するときは、受託者は、原信託の受益者が受益権を放棄したときを除いて、その負担分及び不足分を原信託の受益者に求償することができる。⁽²³⁾

② 未収財産のある原信託の受益者への給付

次に、①の債務の弁済後の残存信託財産の中に原信託の受益者の未収財産が含まれている場合には、その受益者への給付に充てられる。

したがって、未収財産のある原信託の受益者は、上記①の債務等を弁済した後になお信託財産が残存した場合に限り、その未収分を収受することができる。

③ 帰属権利者への給付

最後に、未収財産のある原信託の受益者が、その未収分の給付を受けた後に、なおも信託財産が残存する場合、もしくはその受益権を放棄した場合には、その残余財産の全てが指定帰属権利者に給付される。そして、この場合において、信託行為の中で帰属権利者の指定がないとき、及び指定帰属権利者に該当する者がいないときは、法定帰属権利者に給付される。⁽²⁴⁾

したがって、帰属権利者は、上記①の債務の弁済及び②の原信託の受益者への給付を済ませた後になお信託財産が残存する場合に限り、その残余財産を収受することができる。

(23) 受益者の受益権の放棄と補償義務の免除との関係について、通説は、受益者は自由に受益権を放棄することができ、受益権を放棄した後は、信託の利益を享受することができなくなる反面、補償義務も免除されるとしているが、次のように、受益者の受益権放棄を制限したり、補償義務の免除を制限しようとする見解もある。

- ・ 自益信託の場合は、補償義務の免除を伴う受益権の放棄を行うことは許されないが、他益信託における受益者が受益権を放棄すれば求償義務から免れることは承認せざるをえないとする見解（新井・前掲書26, 27頁）。
- ・ 受益者が受益権を放棄することにより補償義務が全く免除されるわけではなく、

私益信託における信託終了の効果

放棄の時点で発生している損失については、受益者に対する補償請求を認める必要があるとする見解（北村恵美「信託財産に帰属する債務に関する一考察」信託法研究第18号20頁）。

また、受託者の責に帰すべき事由によらないで信託財産が債務超過となった場合で、受益者の受益権放棄が認められないとき、又は受益権の放棄は認められても、当該債務についての受託者に対する補償義務は免除されないときは、当該債務は受益者が負担することとなるが、受益者が受益権を放棄することによりその補償義務を免れることができるときは、当該債務の最終的な負担者は誰であるかという問題が生じる。この問題について、通説は補償請求を行うべき相手方が存しないため、受託者が負担するものとしているが、法定帰属権利者には残余財産の帰属についての権利放棄は認められず、法定帰属権利者が負担すべきであるとする見解もある（北村・前掲論文、信託法研究第18号20頁以下、井元浩史「信託財産による事業の経営について」信託法研究第6号91、92頁参照）。

- (24) 法定帰属権利者への帰属の段階で、既に対象者全員が死亡していたり、対象者全員の権利が時効等によって消滅した場合には、その残余財産は、受託者が時効等によって取得するときを除いて、無主物になり、民法 239 条の適用を受けるとする見解がある。この見解によった場合、受託者は、信託財産が不動産ならば国庫に帰属させ、動産ならば、受託者個人として先占によって所有権を取得して、法定信託を終了させることができると考えられる（四宮・前掲書 354、356 頁参照）。

(2) 法定信託終了後に強制執行等があった場合

① 受託者が行う強制執行等

残存信託財産の基本的な帰属の順序は、上記(1)のとおりであるが、受託者は、信託法第64条によって、残存信託財産を原信託の受益者や帰属権利者に給付した後であっても、その立替え負担分を回収するため、その給付した信託財産について強制執行等を行うことや、信託法第36条第2項によって、原信託の受益者又は帰属権利者に対して補償請求することが認められている。

そこで問題となるのは、受託者の立替え負担した費用等が信託行為においてあらかじめ負担すべき者が定められているものである場合には、受託者は、その定めに従って補償請求や強制執行等を行う必要があるが、そのような定めが

ない場合には、受託者は、任意に、原信託の受益者と帰属権利者のどちらに対しても、補償請求を行ったり、又はその給付済みの財産に対して強制執行等を行うことができるのか、ということである。例えば、あらかじめその負担を負うべき者の定めがない場合で、さらに、受託者の立替え負担分を支弁した後に残余財産が給付されていたとしたら、帰属権利者はその財産を取得しえなかったというときには、受託者が原信託の受益者に給付した財産に対して強制執行等を行ったり、原信託の受益者に対して補償請求権を行使したりすると、結果的に原信託の受益者よりも帰属権利者の方が有利になってしまうことになる。

このような場合、受託者は、まずは帰属権利者に給付した財産について強制執行等を行うか、又は帰属権利者に対して補償請求を行うべきであり、それだけでは全額を回収できないときに限り、さらに原信託の受益者に給付した財産について強制執行等を行うか、又は原信託の受益者に対して補償請求を行うべきであると思われる。なぜなら帰属権利者は、原信託の受益者の利益を害することなく残存したものに限りて取得しうるからには、原信託の受益者の犠牲のもとに利益を得ることになってはならないからである。他方、原信託の受益者は、信託が原信託の受益者のための財産管理制度である以上、第一義的には原信託における信託の利益を優先して享受しうる反面、その信託に関する費用や損害については、自己の固有財産をもってしても負担すべき義務を負うことになる。すなわち、このような場合、帰属権利者は、その取得した財産を原信託の受益者よりも先に返還しなければならないが、受けた利益を限度に返還すればよく、これに対して、原信託の受益者は、受託者からの請求が帰属権利者の負担すべき限度を超える場合に限り負担を負えばよいが、請求額が多額であるときは、受益者自身の固有財産をもってしてもその請求に応じなければならないものと思われる。

② 債権者が行う強制執行等の続行

また、信託法第64条は、残存信託財産に対して既に強制執行等を行っていた者は、その財産が原信託の受益者や帰属権利者に移転された後においても、そ

の強制執行等を続行しうることも規定している。したがって、原信託の受益者も帰属権利者も、取得した財産を自己の一般財産に編入した後においても、それを取り上げられてしまうことがあり得る。

例えば、債務弁済後に残余財産を給付していたら、帰属権利者はその財産を取得しえなかったという場合において、原信託の受益者が取得した財産についてのみ、強制執行等が行われたときは、やはり原信託の受益者よりも帰属権利者の方が有利な結果となる。この場合、上記①と同様の理由から、両者の権利の調整を図る必要があるため、原信託の受益者は、不当利得として帰属権利者に対して帰属権利者が受けた利益を限度に求償することができると考えられる。

5. 信託事務の最終計算の基準時点と承認権者の関係

信託が終了となった場合には、受託者は、信託事務の最終計算を行い、それについての受益者の承認を得るべき義務を負っている。これは信託法第65条の規定によるものであるが、当該規定は、「受託者は、信託が終了した場合には信託事務の最終計算を行い、受益者の承認を得なければならず、その承認が得られたならば、不正の行為がない限り、その受益者に対する受託者の責任は解除される」と解されて⁽²⁵⁾いる。

そして、受託者が信託事務の最終の計算を行う時期は「信託終了ノ場合」であるが、ここで言う「信託終了ノ場合」とは、原信託の終了事由の発生時点で信託財産が残存しない場合には、法定信託が発生しないため、「原信託終了の場合」であり、信託財産が残存する場合には、原信託の終了時点では受託者の信託事務が未了であるため、「法定信託終了の場合」であると考えられている。また、受託者が最終計算の承認を得るべき「受益者」には、信託終了の態様に⁽²⁶⁾応じて、原信託の受益者とみなし受益者である帰属権利者とが該当すると考えられる。

(25) 四宮・前掲書285、351頁参照。なお、受託の責任解除については、矢部正彦

「信託の最終計算に関する諸問題」信託法研究第20号84頁以下に詳しい。

(26) 四宮・前掲書351頁，松本・前掲書293頁参照。

(1) 最終計算の承認権者

① 原信託の受益者に対する最終計算

原信託の受益者は，信託の利益を原信託において享受するだけでなく，「原信託の存続を擬制する法定信託」において享受する場合もある。したがって，原信託の受益者に対する最終計算の基準時点は，その受益者が信託の利益の全てを最終的に享受した時点によって，原信託の終了時点もしくは「原信託の存続を擬制する法定信託」の終了時点になる。

そして，信託事務の最終計算につき，受益者の承認によって解除される受託者の責任の範囲は，期間的には，原信託の設定時から原信託の終了時もしくは「原信託の存続を擬制する法定信託」の終了時までの部分であり，内容的には，その信託事務のうち，その受益者に関する部分である。

② 帰属権利者に対する最終計算

帰属権利者が受益者とみなされ，信託の利益を享受するのは，「当事者間に信託関係を擬制する法定信託」においてである。したがって，帰属権利者に対する最終計算の基準時点は，「当事者間に信託関係を擬制する法定信託」の終了時点，すなわち帰属権利者への残余財産の移転が完了した時点である。

そして，信託事務の最終計算につき，帰属権利者の承認によって解除される受託者の責任の範囲は，期間的には，原信託の終了事由の発生時から，「当事者間に信託関係を擬制する法定信託」の終了時までの部分であり，内容的には，その信託事務のうち，その帰属権利者に関する部分である。

(2) 信託終了の態様と最終計算の関係

上記のように，原信託の終了時に信託財産が残存するか否か，また，信託財産が残存した場合にそれをだれが取得するかによって，最終計算の基準時点と

私益信託における信託終了の効果

その承認権者との関係が異なっている。

① 信託財産が残存しない場合

まず、原信託の終了事由の発生時に信託財産が残存しない場合には、その時点でその信託は終了する。この場合、法定信託は発生しない。したがって、受託者は、原信託の終了時点を基準時点として、原信託の受益者に対して信託事務の最終計算を行い、その承認を求めることになる。この場合、帰属権利者の残余財産給付請求権は発生しないので、受託者は帰属権利者の承認を得る必要はない。

② 信託財産が残存する場合

次に、原信託の終了事由の発生時に信託財産が残存する場合については、最終計算の基準時点とその承認権者は、その残存信託財産を誰が取得したかによって次の3つのケースに分けることができる。

- イ 原信託の受益者が全部を取得した場合
- ロ 帰属権利者が全部を取得した場合
- ハ 原信託の受益者が一部を、帰属権利者がその残余を取得した場合

イ 原信託の受益者が全部を取得した場合

残存信託財産の全部を原信託の受益者が取得した場合には、原信託の終了後に「原信託の存続を擬制する法定信託」のみが機能したことになる。この場合、帰属権利者の残余財産給付請求権は消滅するので、最終計算の承認権を有するのは原信託の受益者だけになる。

したがって、受託者は、「原信託の存続を擬制する法定信託」の終了時点、すなわち原信託の受益者への財産移転が完了した時点を基準時点として、原信託の受益者に対して最終計算を行って、その承認を求めることになると考えられる。

ロ 帰属権利者が全て取得した場合

この場合はさらに2つのケースに分けることができる。

1つは、原信託存続中において、原信託の受益者が、その享受しうる信託の利益を全て享受した後になお信託財産が残存したというケースであり、例えば、信託目的の達成後になおも信託財産が残存した場合がこれに該当する。もう1つは、原信託の受益者が受益権を放棄もしくは消滅時効等により喪失したために信託財産が残存したというケースである。

前者の場合、原信託の終了後に、「当事者間に信託関係を擬制する法定信託」が成立したことになるので、原信託の受益者と帰属権利者の両者が、最終計算の承認権者になる。したがって、受託者は、原信託の受益者に対しては、原信託の終了時点を基準時点として最終計算を行い、また、帰属権利者に対しては、法定信託の終了時点、すなわち帰属権利者への財産移転の完了時点を基準時点として最終計算を行って、それぞれにその承認を求めることになると考えられる。

後者の場合も、原信託の終了後に、「当事者間に信託関係を擬制する法定信託」が成立したことになる。但し、最終計算の承認権を有するのは帰属権利者だけであると考えられる。なぜなら、受益権を放棄もしくは喪失した以上、原信託の受益者は、最終計算の承認権を失うと考えられるからである。したがって、受託者は、その法定信託の終了時点、すなわち帰属権利者への財産移転の完了時点を基準時点として帰属権利者に対して最終計算を行い、その承認を求めることになると考えられる。

ハ 原信託の受益者が一部を、帰属権利者がその残余を取得した場合

残存信託財産の一部を受益者が取得し、その残余を帰属権利者が取得した場合については、原信託の終了後に、「原信託の存続を擬制する法定信託」と、「当事者間に信託関係を擬制する法定信託」とが成立したことになるので、原信託の受益者と帰属権利者の両者が最終計算の承認権者になる。

したがって、受託者は、原信託の受益者に対しては、「原信託の存続を擬制

私益信託における信託終了の効果

する法定信託」の終了時点を基準時点として最終計算を行い、帰属権利者に対しては、「当事者間に信託関係を擬制する法定信託」の終了時点を基準時点として最終計算を行い、それぞれにその承認を求めることになると考えられる。

(3) 最終計算の基準時点と承認権者の関係

以上の点から明らかなように、原信託の受益者に対する最終計算の基準時点は、帰属権利者に対する最終計算の基準時点以前に到来し、それだけ早い時点で受託者の責任が解除されることになるが、これは原信託の受益者にとって特に公平を欠くものではないと考える。なぜなら、原信託の受益者が最終計算の承認をした後に受託者の不正が発覚した場合には、受託者の責任は解除されず、また、原信託の受益者は、受託者に何ら不正がなく自己の受益権を行使し終わったとき、又は受益権を喪失したとき以降の部分については、受託者の行う信託事務に関して特に利害はなく、したがってその承認権限を認める必要はないと考えられるからである。

同様の理由から、原信託の受益者が複数の場合にも、個々の受益者ごとにその信託の利益を享受し終わる時点が異なるときは、各々の受益者が各自その享受しうる信託の利益を全て享受した時点が、各受益者に対する最終計算の基準時点になると考えられる。特に、連続受益者の定めがある場合には、原信託存続中においても最終計算の基準時点となるべき時点が存することになる。

したがって、最終計算の基準時点となる「信託終了ノ場合」とは「原信託終了の場合」又は「法定信託終了の場合」とであるという前述の解釈は、受託者や信託契約を基準としたものであって、「原信託の受益者及び帰属権利者がそれぞれ一人の場合」、「原信託の受益者が複数で、全員が同時に信託の利益の全部を享受し終わる場合」、及び「帰属権利者が複数で、全員が同時に信託の利益の全部を享受し終わる場合」には通用するが、「原信託の受益者が複数で、信託の利益の全部を享受し終わる時点が異なる場合」、及び「帰属権利者が複数で、信託の利益の全部を享受し終わる時点が異なる場合」には合理的とはいえない。最初に信託の利益の全部を享受し終わった者に対しても、最後の者が信

託の利益の全部を享受し終わるまで最終計算を行えないことになるからである。

そもそも最終計算の基準時点は、最終計算が「受益者ノ承認ヲ得ルコトヲ要ス」ものである以上、受益者（帰属権利者を含む）を基準として考えるのが妥当であると思われる。そして、受益者（帰属権利者を含む）にとって、「信託終了ノ場合」とは、その受益者が信託の利益の全部を享受し終わった場合であり、その時点が最終計算の基準時点であると解することができる。このような解釈によれば、受託者は、原信託の受益者又は帰属権利者がその信託の利益の全部を享受し終わった場合には、それが原信託又は法定信託の存続中であると終了時であるとかかわらず、その者に対しては、享受し終わった時点を基準時点として最終計算を行い、その承認を求めることになると考えられる。

6. おわりに

本稿は、私益信託における信託終了の効果について、特に原信託の受益者と帰属権利者との権利の差異に重点を置いて検討を行ったものである。

現在のところわが国では、連続受益者や指定帰属権利者についての定めをおいた信託はほとんど見られないため、実務上、原信託の受益者と帰属権利者との権利調整等の問題に直面するケースは少ない。しかし、委託者のニーズが多様化し、複雑化している昨今の状況から、今後はそれに応えるために多種多様な目的の信託が設定されると予想される。そして、連続受益者や指定帰属権利者を活用した信託もそのようなニーズに応えるための有効な手段の一つであると思われる。⁽²⁷⁾

本稿が信託の今後の発展に資するものとなれば幸甚である。

(27) 新井誠・前掲書、及び「高齢社会と信託」は、高齢社会における財産管理制度として、連続受益者の定めを置く信託の有用性を積極的に提言している。

（日本信託銀行営業統括部主任）